

75歳以上の皆さんへ 老人保健制度の変更

平成20年4月からこれまでの保険制度が変わり、
「後期高齢者医療制度」がスタートします。

現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度へ

～主な変更内容は、次のとおりです～

- ・対象となる全ての人は、国保、健保組合、共済組合などの健康保険から抜けて、後期高齢者医療制度という独自の医療保険制度に加入することになります。
- ・高齢者ご本人が被保険者となりますので、原則一人ひとりが保険料を納めます。通常、年金から保険料が差し引かれます。

現行の老人保健制度との変更点

	現行の老人保健制度（平成20.3.31まで）	後期高齢者医療制度（平成20.4.1から）
対象者	・75歳以上の人 ・65歳以上で一定の障がいのある人	・現行と同じで、変更ありません。
いつから	・誕生日の翌月から （1日の人はその月から）	・誕生日当日から （すでに75歳以上の方は20年4月から）
保険証	・健康保険証と市町村の老人医療受給者証が交付されています	・全員に後期高齢者医療制度の保険証を交付します
保険料の負担	・国民健康保険では⇒世帯主が負担しています ・会社の健康保険では⇒加入者本人が負担しています	・後期高齢者本人が保険料を負担します
窓口の自己負担	・1割負担（現役並み所得者は3割）	・現行と同じで、変更ありません
保険料の納付	・各健康保険の被保険者が納めています	・通常、年金（年額18万円以上）から天引きされます ※介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、送付される納付書により納めていただきます
運営者	・市町村	・広域連合（市町村は、保険証の引渡し、書類の受付などの窓口業務、保険料の徴収などを行います）

【これまでの経過など】

- 平成18年6月…「高齢者の医療の確保に関する法律」が国会で議決され、平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始されることが決定
- 平成19年2月…県内全市町村が加入する群馬県後期高齢者医療広域連合の設立
- 平成19年11月…広域連合議会で保険料等に関する条例を議決

【問合せ先】

群馬県後期高齢者医療広域連合

〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7（群馬県公社総合ビル6階）

☎(027) 256・7171（保険料担当） FAX(027) 255・1312

※広域連合とは、県内全市町村により設立された特別地方公共団体です。

役場健康福祉課保険室 ☎54・3111（内線156）

